平成２９年（フ）第３３２号
静岡市清水区七ツ新屋２丁目４番７号　レジデンスオーク102号、旧住所静岡市清水区長崎257番地の１　メゾングランメール102号
債務者　深澤　健人
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５９号
静岡市駿河区中田本町46番44号　アンソレイエ中田本町Ａ205号
債務者　石川　知明
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１９号
静岡市清水区桜橋町１番25号
債務者　佐山みどり
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２５２号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート10棟401号
債務者　村上　智子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８３号
東京都三鷹市新川５丁目７番２―607号
債務者　山口ゑみ子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２６４号
東京都小平市小川町１丁目427番地の160
債務者　小柳　賴子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３１４号
東京都東村山市美住町２丁目24番地３ピア美住９
債務者　佐藤ルミ子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９１５３号
東京都練馬区向山２丁目８―12―101
債務者　清水こずえ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７３号
東京都豊島区池袋本町１丁目15―４―102
債務者　工藤　清子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２０５号
東京都江戸川区北葛西２丁目26―18―201
債務者　佐々木俊介
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２２３号
東京都板橋区高島平９丁目１－６―1103
債務者　矢吹美智子（旧姓津島）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２２６号
東京都練馬区中村３丁目19―11
債務者　廣井　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６７６号
横浜市中区柏葉33番地　ファインウエル302号室
債務者　林　　徹也
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４１号
横浜市戸塚区汲沢町1258番地３　石井貸家Ｄ―１号
債務者　井田　　久
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４３号
横浜市保土ケ谷区常盤台34番31号　Ｋハイツ１号棟７号
債務者　生天目　瞳
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部